

平成29年度 第3回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時:平成30年1月24 日(水)9:30~12:00

場所:特別会議室

1 開会

(熊崎県土企画課長)

皆様おはようございます。それでは定刻になりましたので平成29年度第3回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思います。私本日司会を務めさせていただきます、県土企画課長の熊崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。まずは、猪八重委員におきましては、本日御欠席との連絡を頂いております。また、県土整備部の副部長、永石は本日用務の都合で欠席しております。よろしくお願い致します。それから、お手元に資料の差し替えをお配りしていたと思います。まずは資料2の方につきましては、全差し替えという風にそっくり差し替えていただければと思います。それから資料5ですけれども、それぞれ費用対効果のことを8ページから17ページ、36ページ、最後少し詳しく改めていますけど、そちらも大変お手数ですが差し替えていただくようお願いします。それでは、議事次第に従いまして、進行に入ります。開会にあたりまして、県土整備部部長の山崎がご挨拶致します。

2 県土整備部長挨拶

(山崎県土整備部長)

皆さん、おはようございます。

(全員)

おはようございます。

(山崎県土整備部長)

委員の皆様におかれましては、第3回公共事業評価監視委員会にご出席いただきましてありがとうございます。年が明けまして、平成30年。昨年を振り返りますと一番大きかったのは九州北部豪雨災害ということで、大変多くの流木が有明海の沿岸に漂着しました。皆様には早急な対応をしていただきまして、なんとか海苔の時期に間に合うような形で。そういう意味では、災害に強い地域づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと、改めて感じた1年でありました。今日はまた特に寒いですが、冬は雪害対策ということで、各現地機関、事務所ですね、交通規制だったり、色々努力していただいています。また、社会資本の整備についてはですね、有明海沿岸道路をはじめ、目に見えた形で少しずつ整備を進めていて、そういう中で、佐賀空港の利用も過去最高という事でどんどん伸びていっておりますし、伊万里港についても貨物の取り扱いが過去最高を記録するなど、社会資本整備の担った役割が、派生効果として現れてきたということで、今後もしっかり取り組んでいかなきゃ

いけないと思っております。さて、話は変わりますけども、今年は明治維新150年ということで、県をあげて博覧会と言いますか、そういうことに取り組んでいくこととしておりますけれども、中でもうちの県土整備部ですね、土木のPRということで「すごいぞ！ボクの土木展」を開催します。土木、社会資本といいますと、普段は生活の下支えをするということで当たり前のようにあって、なかなかこう改めて見ていただくという事は少ないという事もありますし、今後の建設業の担い手とかそういう部分を考えていく上で、まずは子供さん達とか親子連れの方に土木の魅力を知っていただきたいという事で、明治維新とあわせて土木展をやろうということで、今、夏休みに開催するという事で進めています。是非そういう折には皆様方にも見ていただきたいなという風な思いでいっぱいでございます。そういうことですね、やはりその社会資本の整備というものは過去から現在にわたり我々の生活を守って支えてきた非常に重要なものがございます。そのため、その実施にあたりましては、節目節目できちんとした評価を行いながら、それぞれの専門分野の方々のご意見を聞いて事業の効率性・透明性の向上を図っていきたいというふうに考えております。本日は再評価という事ですね、事業採択後、一定期間を経過して継続中の箇所について事業の効率性や意義を確認していただき、事業継続の可否についてご審議をいただきたいと思っております。忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。簡単ですけれども本日は宜しくお願い致します。

(熊崎県土企画課長)

それではこれより議事に入りたいと思います。まずお手元のマイクの取扱いになりますが、ご発言される場合にはマイクの下に丸いボタンがございます。こちらを手動で、緑色のランプを確認していただいた上で、ご発言をお願い致します。それでは議事の進行につきましては、伊藤委員長にお願い致します。宜しくお願いします。

(伊藤委員長)

皆様おはようございます。本年初めてでございますのでご挨拶と致しまして、本年もどうぞ宜しくお願いいたします。昨年に引き続きまして活発なご意見ご議論の方宜しくお願い致します。時間に限りがありますのでそれでは早速ではございますけれども本日の議題であります平成29年度公共事業再評価対象箇所の諮問について審議に入りたいと思います。当委員会に対しまして、知事の方から9件の事業につきまして再評価の諮問がございます。本日の進め方ですが、それぞれの事業の所管の課から、事業課からまとめてまずはご説明いただいた後にご意見、審議、その後、承認が得られましたら承認という形で進めていきたいと思っております。はい。では最初事業は治山ですか、山地治山総合対策事業からよろしいですかね。

(熊崎県土企画課長)

その前に私の方から全体概要をよろしいですか。

(伊藤委員長)

はい。そうですね。じゃあ、お願い致します。

3 議題

平成 29 年度公共事業再評価対象箇所の諮問について

(熊崎県土企画課長)

はい。資料は、お手元の資料 1 というインデックスがございます。そちらをご覧下さい。また、合わせて別綴じで公共事業評価実施要領というのをお配りしているかと思っております。こちらの第 2 条の方をご参照いただければと思います。資料 1 の方は、今回お諮りしています再評価を要する事業の一覧表となっております。順番に申し上げますと、まず一番上が実施要領の第 2 条(2)の に該当する事業ですけれども、これは、今回は該当ございません。それから 2 番目、実施要領第 2 条(2)の に該当する事業、こちらは事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業という事でございますが、こちらが、3 件ございます。それから、3 番目、実施要領第 2 条(2)の に該当する事業。準備計画段階で 5 年間経過している事業ですけれども、こちら該当ございません。4 番目としまして、実施要領第 2 条(2)の に該当する事業。前回の再評価実施後、5 年を経過した時点で継続中または未着工の事業ということですが、こちらが 6 件ございます。最後、実施要領の第 2 条(2)の に該当する社会経済情勢の急激な変化等により、見直しの必要が生じた事業ということですが、こちら該当ございません。以上、9 件の再評価について今回お諮りをしております。それではこれより個別の地区の説明を行いたいと思います。どうぞ宜しくお願いします。

山地治山総合対策事業【森林整備課】

ア 地すべり防止事業(鬼ヶ鼻地区)

(外尾森林整備課長)

森林整備課長の外尾です。どうぞ宜しくお願い致します。事業採択後、10 年を経過したことから再評価をお願いするものでございます。地区名が鬼ヶ鼻地区。事業名が地すべり防止事業、多久市多久町でございます。場所でございます。多久市の南西部で多久聖廟から南に約 2 キロ来た所で、多久市との境界の所にあります。この黄色でハッチングしたところが保全対象になります。事業目的です。集中豪雨等による地下水位の上昇により地すべり活動が活発化しておりまして、平成 19 年から 20 年にかけていろんな災害の現象がございまして、地すべり現象の顕著化によりまして、20 年度から地すべり防止事業を実施しております。目的としては地すべり被害の防止及び軽減

によりまして、森林の公益的機能の回復、地域住民の生活の安定を図ることとしております。地すべり及び地すべり防止事業について少し説明させていただきます。地すべりとは、斜面の一部が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象でございます。このような大規模な土塊量の移動の場合には甚大な被害が起きることとなります。こういった被害を防止または軽減する為の事業が、地すべり防止事業となります。事業概要です。全体事業費が33.5億円。工期が平成20年度から38年度。事業内容は、集水井工、杭打工、アンカー工、この3つの組み合わせで、対策工事をおこないます。事業の進捗状況です。平成28年度までに事業費ベースで9.6%、平成29年度4.8%、合わせまして、14.4%と進捗が遅れております。これにつきましては、当初の事業対象区域として想定していたものが、その後の状況変化によりまして、大規模な区域変更をせざるを得なくなって、そういったこともございまして事業進捗は14.4%となっております。全体計画平面図です。この赤で囲った区域が全体の区域になります。全体で15ヘクタールあります。20年度から22年度までの3カ年でこの上の方の、緑の区域の対策工事をおこなっております。29年度にこの下の1ヶ所をおこなっております。それでここを黄色でハッチングしていますが、黄色の区域が30年度以降の事業実施箇所になります。地すべりブロック見直しの経緯といたしまして、先ほど申しました区域の拡大の経緯の説明をさせていただきます。上の方に、ここに市道が入っておりますが、この市道の上と下のほうで地すべり現象が顕在化したところでありまして、4つの小ブロックが地すべり現象を起こしているところで、ここに対策工事を20年から22年度まで行なっております。20年度の地すべりによる被害の状況ですが、市道の側溝への押し出しですとか、市道上部の森林内にこういう亀裂が入っておりますとか、ブロック積みあるいは擁壁の亀裂、それと市道の亀裂等が起きております。こういったことで、対策工事をおこなっております。その後、こちら辺の状況の観測をおこなっていたところですが、25年頃から4つの小ブロック、この4つの小ブロックの頭部亀裂が連続しはじめて、26年にはこの小ブロック外のこちらの宅地、あるいはこれも市道なのですが、市道のこちら辺に、亀裂等の現象が起きております。これがその時の写真ですが、宅地内での亀裂あるいは玄関の傾きですとか、市道の亀裂、段差、それと20年度時点から26年度時点でこういった大きな森林内での亀裂、段差の拡大ですとか、擁壁の割れの拡大、こういった現象が起きております。そういったことから26年から28年にかけて、ドローンを使って詳細調査を行いました。地表変動の解析を行いましたところ、区域としてはこの広い区域が地すべりの対象区域になるということで、このことについて国の方と協議を致しまして、事業費の拡大と事業区域の拡大を承認いただいたところです。ドローンを用いた地表変動の調査のことを少しご紹介いたします。この地すべり現象が起きる前の地形図と今回、ドローンを飛ばして空中からの地形の状況の確認を行いまして、その地表変動域の解析を行ったところ、この赤で表示しておりますこれが全体的に地表面が下がっ

ているという結果が出ておりました、この青の区域が逆に上がっているというふうな結果が出ております。ちなみにこちらの緑の部分は変動がなかったというところで、それがこの横断図でいきますと、ここの上の方の部分が若干下がってこっちが上がっているということで、地すべりの現象を表していることが明らかになったところです。すべり面としては、こういったすべり面が想定されるということの解析結果となっております。これの対策工でございますが、ここにちょっと見にくいですが青の線があります。これが地下水位の高さを表しておりました、この地下水位が高いことによって地すべりを誘発、すべり現象を起こしているということですので、まずもってこの地下水位を下げることを第一に考えまして、集水井工をこのように配置して、それで集水井工から上の方に集水用の管を入れて、集水井に地下水を集めて、そしてこのように排水の管を繋いで、そしてこちらの対象地域外に排水するというこの工法を考えて地下水位の低下をまず進めております。その後、ある程度地下水位が下がった時点で、地すべりの動きが止まるかと思っておりますので、止まった時点で、その後杭打工とかアンカー工によるここの全体の抑止をしたいと考えております。ちなみに集水井工はこういったものになります。アンカー工としてはこういったものです。杭打工はこういった鋼管杭を地面に打ち込んで止めるということになります。社会経済情勢等の変化ですが、梅雨前線や台風に伴う集中豪雨、あるいは地震等の自然災害が多発している現象、こういったところから防災、減災に対する地域住民の関心は高まっております。特に当地区については、地すべり現象が継続しておりますので、整備促進に向けた地域住民の声は高まっております。費用対効果の説明を行います。総便益としましては地すべり防止事業によりもたらされる総便益額として61.7億円、内訳はこのようになります。総費用は地すべり防止及び維持管理に要する総費用としまして、28.4億円となります。便益と維持管理費は事業完了後50年間で算定致しております。それで、この事業期間を20年度から38年度までの期間を予定している総便益と総費用の数字でございますが、これの算定にあたりましては、評価を行う時点における現在価値化という補正をするというルールがございまして、それに基づいて補正を加えたのがこの数字になっております。費用対効果は2.17となります。コスト縮減、代替案等の可能性であります。コスト縮減としては地すべりの原因となる地下水の排除を目的とする集水井工を主体として実施し、対策の効果を検証しつつ、杭打工等の抑止工、最小限に抑えるなど経済的な工種・工法を採用し、コスト縮減に努めているところです。代替案の検討としては、最も効果的かつ効率的な工種・工法を採用しておりました代替案は無いものと考えております。対応方針としましては、地すべり機構の解析を行ったうえで複数の対策を組み合わせることにより、地すべり現象を抑止する事としており、継続して地すべり現象は起こっておりますので、計画する対策を完了するまで事業の継続をしたいと考えているところでございます。以上、説明を終わります。

(伊藤委員長)

はい、どうもありがとうございました。今、御説明にありましたように、保全対象地域には260戸あまりの民家がございます、26年度より既に動きがあるという地すべりのですね、動きがあるということで、事業の重要性はもちろんのこと、かなり緊急的な対応も必要かと思えます。委員の皆様方、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。はい、お願い致します。

(鳥井委員)

おはようございます。意見ではなく質問です。結構な数の工事ですけど、これは優先順位ってどのように付けているのでしょうか。工事をする時杭を入れてということだったんですけど、そんなに沢山あると優先順位というのはあるのでしょうか。

(外尾森林整備課長)

断面図で言いますと、まず、言われた集水井工、これが地下水を排除するための工事、杭打工というのが鋼管杭を打ち込んで地すべりをおさえる。アンカー工というのが岩盤を連結して止めるという事で、まずこの3つの工法の順序としましては、最初に集水井工をして地下水位を下げ、そして杭打工、アンカー工という流れになります。それから先ほど言われた、ここで扇形にしていますが、ここに集水井工をして、この範囲で集水用のパイプを入れて水を集めると、井戸の方に水を集めるというふうなやり方になります。それと、ここが杭打工これだけの幅を全体的に動きを止めるという事で170本するようにしています。

(鳥井委員)

私の質問が悪かったみたいなんです、工法の仕方ではなくて広範囲だったので地区というかその場所で優先順位があるのかなと。

(山崎県土整備部長)

優先順位として、工事を進めていく考え方を教えてっていう話。例えば緑の方は先にやっているじゃないですか。それがどういう考え方で、どこを優先的に最初にやっていくかっていうのを教えて欲しいって。

(鳥井委員)

工場だったり、民家であったりとか広範囲だったので、どういう風に優先的に工事を進められているかなと思ってる質問なんです。

(外尾森林整備課長)

最初申しました、ここに市道がございまして、ここの市道に上下にそういった地すべり現象がございましたので、ここをまず対象地域として対策工事を行っております。ここは区域としては約 1.5 ヘクタールの区域を押さえるということで、一旦ここの部分については対策工事は終わっております。その後、ここら辺のこちらに家がございましてここで被害、地すべり現象で住宅の中に被害が出たりとかという事でこういった市道が被害を受けているということで、区域を最初のこの区域から全体的な区域を見直すべきじゃないかという事で再度調査をおこないまして、それが段階的につぎの段階ではこの区域かなと進めたんですけど、最終的にはこの赤の区域が 1 つの区域と言う事で、最終的には今現在この 1 つの区域としてこれを 15 ヘクタールございまして、これを抑えるための対策工事を行っています。

(鳥井委員)

地すべり現象がひどいところから行うということではないんですね。素人なのでよくわからなくて。

(伊藤委員長)

たぶん黄色い今回のですね、もう 1 個前くらいのスライドありますか。扇形の黄色いのがたくさんありますよね。たくさんあるなかで、そのなかからどれから始めるのかという質問だと思います。

(外尾森林整備課長)

今現在 29 年度辺りから、まずこのラインが一番排水対策上は大事なところですので、まずここの集水井を仕上げることを第一優先にしております。といいますのが、この井戸の深さというのが 50 から 60 メートルあります。これを深く掘ってここに 4 メートルくらいの貯水槽を造って地下水を溜めて、それからその下を繋いで流してここに出すという風な連結した形で排水対策をせざるを得ないというような事もありまして、まず第一優先をこちらのラインを仕上げまして次にこちらのラインを仕上げ、そしてこっちのラインとか、そこは現地の地形の状況に合わせて順番を考えて進めております。

(鳥井委員)

わかりました。ありがとうございました。

(伊藤委員長)

他にございますでしょうか。今日は気温も低くてまだみなさんエンジンが温まってな

いようですので、私の方から1つ。ドローンを用いてですね、高低差の調査をされたということなのですが、これはドローンで3Dレーザーを使って測られたのでしょうか。

(外尾森林整備課長)

そうです。3次元モデルを作成して、測っています。

(伊藤委員長)

たぶんそうだと思います。私も研究をやっとりましてですね。

(外尾森林整備課長)

一番よく使われている手法で行なっております。

(牟田委員)

牟田です。私も素人でちょっとお聞きしたいんですけど、今後こんな大金をつぎ込んでこの広範囲をやるんですけど、ちょっと素人的に考えるとあまりにも広範囲すぎて地すべり止まるのかなという意識があるんですけど、もちろん止めますということでやられるんでしょうけど。なんかすごい中途半端な質問なんですけど、これまで3億2千万円と1億6千万円つぎ込んで、今後一挙に28億円もやるということではないといけないのんでしょうけど、あまりにも広範囲すぎてよっぽど集団移転したほうが早いんじゃないかという気がするんですけど、そうでもないのしょうね。費用対効果みたいなそっちが金かかりますって出ていますから。

(外尾森林整備課長)

まず、この場所に住宅2戸としてますけど、この下の方に2戸ございまして、この区域内に住宅が4戸ございます。それでこの方達は、特段移転するまではないと思うんですが、当然すべりが大きくなったら移転せざるをえないというような事が直接的にはあるかと思えます。あと、保全対象と先程、最初言いましたが、ここが事業区域になりまして、そこから、もしここが大きな地すべりを起こしましたら、ずっと被害の範囲が広範囲になります。その対象となるのが、人家が262戸、工場が3つくらいありまして農地が28ヘクタール、県道、市道、農道、こういった所への被害が想定されるものですから、こういった保全対象を守るためにも、ここを安定させる必要があるということで事業を進めております。

(牟田委員)

了解です。結構です。一言言いたかっただけなので。

(伊藤委員長)

少し私の方から弁護いたしますとですね、法律のご専門家に釈迦に説法かもしれませんが、こういった費用が非常にかかるからといってですね、立ち退いてくれ移転してくれてというのは、今の日本の法律ではなかなかできないことなのですね。ダムのような公共性の非常に大きな工事などは最後代執行というか移転費用を込みで移動してもらってことはございますけど、残念ながらこういう地すべり等では現状ではできませんね。都市計画法に入っていると、大丈夫なんですかね。

(山崎県土整備部長)

どうなのですかね。むしろそれよりそのところが移転して、全体の土塊が滑っていくという話になるので、移転したからといってその地すべりの影響が無くなる訳ではないので、結局下の方の影響がものすごく大きいという部分もあるので、だからしっかり止めなければいけないということです。多分、指定をしておけば色々な移転とか何とかってというのは、優遇措置はあるのですが、ひとつはこれだけでもって移転というのはなかなか難しい、そういうことなのですが、ちょっとごっちゃになっています。上だけ抜けても土塊が大きな影響になるので、そこも合わせて事業をさせていただければなと思います。

(伊藤委員長)

はい、よろしいでしょうか。他に何かございますか。はい、お願いします。

(油布委員)

地すべり現象が広範囲に拡大を平成 26 年度から 28 年度にかけてしているということだったんですけど、この事業が終わるのが 38 年度、平成 38 年度ということで、今後また拡大する可能性とかがあってというのはちょっと無いのかなあと思って、ちょっと不安に思ったので質問させていただきました。

(外尾森林整備課長)

今調査している範囲でいきますと、先程ドローンの調査結果をご説明しましたが、この範囲から外の部分は今のところ全く兆候が無いというようなところでございますので、これが広がる事は基本的に無いとは思いますが、もし、周辺でこの辺でまたなにかあれば、それなりの対応をまたせざるを得ないかなと思っております。今のところ、これで区域は確定しているものと思っております。

(油布委員)

ありがとうございます。この38年度で終わるっていうんで、だいたいやっぱりこのぐらいはかかるんですかね、工事が終わるのは。早くしたりとかそういうのはちょっと難しい。

(外尾森林整備課長)

国の予算を頂きながらこの事業をすすめておりまして、進捗としては、たしかに加速することは必要でしょうが、他にも治山事業といいまして県土保全対策を進めてまして、その優先順位等もあります。なるべくこちらにも投資を十分したいと思うのですが、今のところ進捗は38年度を目途にしておりまして、ただこの地すべり事業は、もう1箇所しているところがございます、そこが31年度に終わる予定になっております。その箇所が終わりましたら、こちらの方に集中投資できるようになりますので、地すべり事業としては、予算の拡充が出来て進捗は、早めに終わることを想定もできますし、先ほど言いました3つの対策工事を予定しているわけですが、集水井工によって、地下水位が極端に下げることができたら、この杭打工で全体を止める事ができるかもしれないとか、このアンカー工についても、全体を半分くらいにしていいとかそういうことも想定できますので、基本的には38年度までというお願いをしておりますが、それ以前に終わることは十分可能であるとおもいます。

(油布委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

はい、熊本の地震や日田、朝倉の集中豪雨の記憶も我々まだ記憶に新しいところがございますので、こういった治山事業も非常に関心の高いところではありますけれども、他にご意見がございませんようでしたら、もう1つだけです。はい、よろしく申し上げます。

(佐藤委員)

これは治山事業にかかわらず、公共事業全般に言えるのかもしれないんですけど、最初の地すべり防止事業の位置図というところ、今出していただいているところで、その事業箇所をしたら守られる保全対象地域っていうのは、どういう定義で決められるのですか。例えば、黄色で網掛けされているところと、真ん中の所は結局白地で抜けていますよね。例えばあの事業箇所を工事すれば、今回保全対象地域っていうのは、例えば流域で決められるのか、地質的なものの繋がりがいいのか、そういったもので決められるのか、それを教えていただけたらと思います。

(外尾森林整備課長)

治山事業では、ここの対象箇所が大規模な災害を受けた場合に、流域の考え方と言いますか、流れ出す土砂がどこまで届くかというところの判断をいたします。土砂が流れ出すとしたら、こういう谷に沿った流れとこっちの流れと2つ流れが想定されるということで合流して、全体として今のところ国の基準としましては、治山事業の場合は溪流なり谷の先の流れ出す区域を2キロ先まで見るという基準がございまして、ここが2キロ先の範囲内ということで保全対象を決めております。

(山崎県土整備部長)

土塊が全部こう流れ出すのですが、ああいう地形で谷の部分に沿って流れていくと。だから高い所には上がらないので、そこは影響がないじゃないですかって行って谷に沿って流れて行って、それである程度平坦な所になって、その勢いで、流れで押しつけていくという形で、それが2キロ先ぐらいまで流れていると、そういうことで影響の範囲を想定するということです、土石流、土塊が流れ出す、雨が降ったりする時に土石の影響で流れだすとそういうことになっており家屋とかがあると大きい被害を受けてしまうと想定しています。

(佐藤委員)

じゃあ、だいたい地すべり防止事業とかいうのは、その地域の状況にもよるのでしょうけど、2キロ先っていうのが概ね保全対象地域として考えられる、常識的じゃないですけど。

(山崎県土整備部長)

2キロ先というか、大体指定的には追いついて2キロ先ぐらいでしょ、平地で。山の勾配があるじゃないですか、この勾配があるところは沿って繋がっていくのですよ。ある程度平地になった時にそこで止まるわけではなくてずっと押し込まれるわけなので、それが大体2キロ先までとなっております。それは地すべりだけに限らず、砂防での土石流として流れていく、そういうやり方でしていくのでその範囲もするし例えば急傾斜だと崖が崩れる、崩れた範囲で想定していくこととなります。

(佐藤委員)

やっぱりその地形だとか地質だとかそういう物に合わせて例えば2キロが3キロになるかもしれないし、ということもあるかもしれないということですね。

(山崎県土整備部長)

そうです。

(佐藤委員)

ありがとうございました。

(伊藤委員長)

皆さん、すみません。あのマイクをいれてご発言いただきますと、助かりますが、後からICレコーダーの記録がはっきりしませんのでよろしくお願い致します。どうでしょうか、他にご意見ないようでしたら、この事業非常に重要だと思いますので、事業継続という形でよろしいでしょうか。はい、ご承認いただきました。それでは次の事業に移りたいと思います。次は道路課さんの方からですね、3つの事業がございますが、それをまとめてご説明いただきます。

道路整備交付金事業【道路課】

(平尾道路課長)

改めまして、道路課長平尾でございます。宜しくお願い致します。それでは、道路課案件につきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料1ページが現在、画面に映っているかと思えます。道路関係で今回再評価をお願いしておりますのが、合計3路線になります。事業採択後10年を経過いたしました県道の塩屋大曲線、再評価実施後5年を経過いたしました県道の江北芦刈線、また、嬉野下宿塩田線になります。このうち、嬉野下宿塩田線につきましては、昨年10月に委員の皆様方に現地の視察をしていただいた箇所となっております。まず、説明に先立ちまして道路事業のB/C、いわゆる費用対効果につきまして、説明致します。道路事業における費用対効果につきましては、道路整備及び維持管理に要する費用、それと道路整備によりもたらされる総便益、この双方を比較することによって評価を致しております。便益につきましては、金額に換算できる指標ということで3つ指標、便益を算定をしております。1つ目が走行時間短縮便益でございます。道路整備を行うことによって走行時間が短縮されるという便益でございます。2つ目が走行経費減少便益でございます。走行にかかる燃料、経費の減少が図られるという便益でございます。3つ目が交通事故減少便益でございます。交通事故の減少が図られるという便益でございます。3つの便益を足し合わせて、総便益を算出しているところです。また、費用につきましては、道路整備にかかる事業費、供用した後の維持管理、こちらを足し合わせた形で計上をしているところでございます。費用便益比といたしましては、総便益を総費用で割った値で算出しておりまして、便益と維持管理費につきましては、供用開始後50年間で算定しているところでございます。

ア 一般県道塩屋大曲線(谷口工区)

それでは引き続き3路線の説明に入らせていただきます。お手元の資料5ページになるかと思えます。一般県道塩屋大曲線（谷口工区）でございます。事業採択後10年が経過したということで再評価をお願いするものでございます。県道の塩屋大曲線は伊万里市黒川町の国道204号と伊万里市南波多町の国道202号を結ぶ道路でございます。本事業によりまして、西九州自動車道南波多谷口ICのランプ部とアクセス道路となります。現道部分の整備を行っているところでございます。西九州自動車道につきましては、福岡方面から南波多谷口ICまでが供用済みでございます。平成29年度末までに、破線の部分でございますけれども、南波多谷口ICから、伊万里東府招ICまでが供用予定となっているところでございます。続きまして事業の目的でございますが、本事業は西九州自動車道南波多谷口ICのランプ部の整備、および、急カーブが連続する現道部を整備することにより、交通の円滑化と安全性の向上を目的として事業を実施しているところでございます。事業概要につきましては、事業費が16.6億円、工期は平成20年度から平成30年度、延長は1,790mで、現在の進捗状況、今年度までの事業費ペースで99.4%。用地買収は100%完了しているところでございます。続きまして、現在の状況を平面図に示しております。青の箇所、こちらの部分が昨年度までに整備が済みしております部分でございます。赤が今年度整備を実施している部分で、この部分につきましては、平成30年度の完了を予定しているところです。緑色は、西九州自動車道として国が整備を行っている区間でございます。現地の状況でございますけれども、左下の写真、こちらにつきましては、南波多谷口ICの状況で、奥が西九州自動車道、手前が、塩屋大曲線の現道部分になります。また右下の写真は、現在整備中のバイパス区間の状況でございます。昨年11月がこのような状況となっております。道路の横断面図でございますけれども、本事業により全幅員で13mに拡幅いたしまして、両側に2.5mの歩道を整備しているところでございます。社会経済情勢の変化といたしましては、平成27年の2月1日に西九州自動車道の北波多ICから南波多谷口IC間の延長約4.8kmが供用開始されたところであります。この供用開始によりまして、伊万里市から福岡市間の所要時間が短縮をされたということでもあります。また、冒頭の位置図でもお話ししましたが、今年度末に南波多谷口ICから、伊万里東府招ICの延長5.3km、こちらの部分の供用が予定されているという状況でございます。費用対効果につきましては、便益が90.6億円、費用が19.8億円で、費用便益比が、4.58となっております。コスト縮減についてでございますが、再生資材の利用促進、また、工事で発生します残土等を盛土等に流用することで、コスト縮減を図っているところでございます。対応方針といたしましては、当初から当該箇所の事業の必要性に変化はなく、また、交通の円滑化と安全性の向上を図るため、引き続き事業を継続していきたいと考えております。県道塩屋大曲線につきましては、以上でございます。

イ 一般県道江北芦刈線（江北・牛津・芦刈工区）

続きまして、お手元の資料でございますけれども、13ページお願い致します。一般県道江北芦刈線（江北・牛津・芦刈工区）でございます。再評価実施後、5年が経過したことによりまして、再評価をお願いするものでございます。江北芦刈線につきましては、江北町と小城市芦刈町を結ぶ道路で、本事業は国道34号の宿交差点、具体的に言いますと、江北のイオンの若干佐賀市寄りの交差点になりますけれども、宿交差点から牛津川を渡りまして、有明海沿岸道路芦刈IC間の延長4.6kmのバイパス整備事業でございます。本事業につきましては、現道部が幅員が狭く車両の通行に支障をきたしていることから、バイパス整備により交通の円滑化や安全性の向上を図ると共に、慢性的に渋滞しております、国道34号の混雑緩和にも寄与するものとして、また、佐賀県の県西部方面から有明海沿岸道路や、九州佐賀国際空港へのアクセス強化を目的としまして、事業を実施しているところでございます。事業の概要でございますが、事業費が140.3億円、工期は平成10年度から平成35年度、延長は4,600mで、進捗状況は今年度までの事業費ベースで94.5%、用地買収は98.9%の見込みとなっております。現在の状況を平面図に落とししております。平成24年度末に、暫定形を含めまして全線供用をしております。そのうち、芦刈・江北、こちらの区間につきましては、中央分離帯を設けた完成形での供用となっております。江北工区の、赤、黄色で示している部分につきましては、道路整備ということではなくて、事業の損失補償を行っているところでございます。残りの牛津工区につきましては、対面の暫定形で供用しておりますことから、現在、中央分離帯を設けた形での供用に向けて、整備を進めているところでございます。平成29年、現地の状況でございますけれども、左の写真は江北工区でございます、中央分離帯を設けた形で整備済の区間でございます。右側の写真は、牛津工区で暫定形で供用中の区間になります。こちらの区間につきましては、引き続き水道付け替え工事、地盤改良工事等を行いまして、左側の写真と同様の形での供用を目指しているところでございます。道路の横断図でございます。現道部で、全幅員7.6mの道路を全幅25mのバイパスとして整備を行っている所でございます。将来的な完成形としては、4車線でございますが、今回の事業では、中央分離帯を設けて暫定2車線として整備を進めているところでございます。事業をめぐります社会経済情勢の変化といたしましては、平成24年度末に当該事業区間を2車線の暫定形で供用してございまして、国道34号からの交通の転換が図られているところでございます。また、有明海沿岸道路の整備によりまして、特に嘉瀬南ICから、さらに東側への整備が進むことによりまして、更なる交通量の増加が見込まれるというような状況でございます。費用対効果につきましては、便益が295.2億円、費用が204.9億円で、費用便益比が1.44となっております。コスト縮減についてですが、再生資材の利用促進、また、工事で発生します残土、これらを盛土等に流用することでコスト縮減を図っていくところでございます。対応方針と致しましては、当

初から事業の必要性に変化もなく、交通の円滑化と交通安全を図るため、また、国道 34 号の混雑緩和等の効果も得られているということもありまして、引き続き事業を継続していきたいと考えております。江北芦刈線につきましては、以上でございます。

ウ 一般県道嬉野下宿塩田線（下宿工区）

続きまして、お手元の資料、21 ページでございます。一般県道嬉野下宿塩田線（下宿工区）でございます。再評価実施後 5 年が経過したことによりまして、再評価をお願いしているところでございます。嬉野下宿塩田線につきましては、嬉野市嬉野町と同じ市の塩田町を結ぶ道路でございます。下宿工区につきましては佐世保嬉野線から国道 34 号までの延長 1,970m のバイパス整備事業でございます。事業区間の周辺には、長崎自動車道の嬉野 IC、また嬉野中学校があり、さらに九州新幹線西九州ルート、仮称でございますけれども、嬉野温泉駅の整備が進められているような状況となっております。本事業につきましては、塩田町方面から嬉野 IC へのアクセス性向上、また、嬉野市街地を通ります国道 34 号の交通の円滑化を図るとともに、歩道整備により嬉野中学校の生徒や地域住民の安全性向上を目的として、事業を実施しているところでございます。事業概要につきましては、事業費は 24.7 億円、工期は平成 15 年度から平成 31 年度、延長は 1,970m で事業進捗は今年度までの事業費ベースで 77.8%、用地買収は 100% 完了しているところでございます。現在の状況、平面図に示しております。青の箇所が、昨年度までに整備が済んでおります区間でございます。赤が今年度整備を実施している箇所でございます。黄色が次年度以降整備を予定している箇所でございます。次年度以降は、掘削工事や法面工事、舗装工事を予定しているところでございます。また、緑色の破線は九州新幹線西九州ルートを示しています。現地の状況でございますが、右上の写真、左下の写真、こちらが昨年 10 月に現地を視察していただいた箇所付近の状況でございます。現在、改良工事を進めておりまして次年度以降も引き続き整備を行う区間となります。また、左上の写真でございますけれども、嬉野中学校の方面から、また、右下の写真につきましては、国道 34 号方面から今回整備を行っております区間を写したものでございます。最後の舗装工事、表層と言いますけれども、その部分を残して概ねの改良工事は完了しているところでございます。横断図でございますけれども、全幅員 15m の新設の道路でございます。3.25m の車道、また、3.5m の両側歩道を整備をしているところでございます。社会経済情勢の変化といたしましては、ここ数年で嬉野市への観光客数が増加傾向にあることから、嬉野 IC へのアクセス道路の整備によりまして、さらに利便性の向上が期待され、また、九州新幹線西九州ルートの開業に伴いまして、近くに嬉野温泉駅（仮称）が整備されているということから、駅を中心とした新たな市街地形成が図られることになるかと思っております。費用対効果につきましては、便益が 61.5 億円、費用が 29.8 億円で費用便益比が 2.06 となっております。コスト縮減につきましては、再生

資源の利用促進また、工事で発生いたします残土を盛土等に流用することでコスト縮減を図っているところでございます。対応方針といたしましては、この事業につきましては、バイパスによる整備ということでございますので、整備効果を発現するためには事業の継続が必要でございます。当初から事業の必要性に変化はなく、また、交通の円滑化と交通安全の向上を図るため、引き続き事業を継続していきたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。今、3件の事業についてご説明いただきました。最後の1件は私ども、昨年にですね、現場の方に参りまして見学をさせていただいたところでございます。場所的には現状ではさほど交通量が多いところではないようでしたが、これから嬉野温泉駅(仮称)が整備されましたら、かなりの交通量が見込めるなという感想を持ちました。それでは皆様のご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願い致します。

(山本委員)

すいません。

(伊藤委員長)

はい。

(山本委員)

よろしいでしょうか。

(伊藤委員長)

はい。

(山本委員)

工期について、常々、考えていることがありまして、コストのことを考えると、早く仕上がるに越したことがないのではないかと考えております。しかし、工期どおりか、場合によっては、仕上がらなかった際、予算が足りなかったからということで、延長されることもあります。コストや、さらに社会的な利便性ということを見ると、一番大事なことは、早く仕上がることではないかと思えます。そこで、工期より早く仕上がった場合に、効果としての便益を加味するような仕組みが、何かあった方がよいのではないかと考えております。

(平尾道路課長)

はい、道路事業、数多くやっておりますけれども、今回ご紹介した事業についても、延長が1km以上ということでかなり大規模な事業になっておりますので、この手の事業になってきますと、なかなか当初、想定していた以上に早く終わるとというのがあまり事例等はないかと思えます。ただ、やはり短い区間の歩道の整備であったりとか、そういったところでは、具体的に今、手元に持ち合わせていませんのでお示しすることできないんですけども、そういう短い区間、そういった部分の工事につきましては、早く終わる場合もあるかなというふうに思います。後は今回の通常国会でも多分補正予算の審議等もあるんですけども、用地買収とかが順調に進んでいる部分につきましては、今回の補正予算を活用したりとかで、事業費をさらに来年度を前倒しして持ってくるというようなことで工期が早く終わるというケースもあるかと思えます。普通の道路の維持、補修系、舗装の補修であったりとかそういったものは、想定したとおりにほぼほぼ終わっているということで、事業が長引くのは、やはり用地買収等がどうしても順調に進まなかったりということが1つ。それと、県の道路事業の場合は、ほとんどが国の交付金等で事業を進めておりますので、こちらの交付金が要望額どおりには、なかなか確保ができないということで、その予算の確保といった面でも、工期が延びるという状況でございます。1工区、2工区、3工区と長いスパンの中で、工区割りをやっていると、早く終われば2つ目の工区に早くかけられるというメリットがあるので、そういったこともしっかりアナウンスしながら、地元の協力も得ながら、言われるように、かかったところは、出来るだけ早く終わればまた次のところにいけるというところがございますので、そういったところをしっかりと踏まえながら、今後も道路整備を進めていければと思っております。

(山本委員)

今、発言させていただいても思いましたが、事業を早く仕上げれば、よりコスト面や便益性などで効果が高まることをアナウンスすれば、そのための補正予算なども取りやすいのではないかと思います。早く仕上がった場合の便益性という発想も、大事ではないかと思います。

(陣内委員)

すいません、ちょっと質問なんですけど、江北のこの15ページの写真なんですけど、私、ここ走っていてよく思うんですけど、分離帯がやけに広いなっていうのも思うんですけど、これは、将来、片道2車線にするためですか。

(平尾道路課長)

今、図面でお示ししています下の部分が将来の計画図でございまして、道路の車線が

片側2車線の4車線道路になります。今現在2車線で通っていますので、そういった意味で広くなります。将来なぜ4車線の道路を想定しているかといいますと、先ほど概要で説明しましたけど、ここの国道34号から分岐した国道207が県庁の前に入ってくるんですよ。ここの整備をしたことによって、ここの国道34号の車が、平成22年と平成27年で比較すると国道34号の分岐のこのあたりになるかと思うんですけど、7,000台ほど減っていて、江北芦刈線は、平成27年で8,000台ほど走っております。今、現在でもそういう状況なんですね。先ほど有明海沿岸道路が伸びていけばということでお話をいたしましたけども、この有明海沿岸道路がさらにずっと東のほうに伸びていきますと、今現在、武雄方面に行かれるこちらの方面の方は、有明道路がつながっていないので、国道208号とか207号を使って、こういうルートで行かれる車の流れが1つはあるんですけど、これがつながっていきますと、西の方に行くときに有明道路を通過してから、芦刈ICで降りてこの江北芦刈線に乗って国道34号に走って行くということで、さらなる交通量の増加が見込まれます。そういったことを想定して将来の4車線計画があり、そういったことで現在通られている部分が非常に広く整備されているということで、将来的に買収したところをさらに2度買収ということにならないように、また、将来の交通量の転換とかも想定したうえで道路の計画を作って整備を行っているという状況でございます。

(陣内委員)

あの、それで、4車線にするときなんですけど、今、通っているところを確保しながら4車線に広げるんですか。要は車通れますよねっていう話ですけど。

(平尾道路課長)

残りの牛津工区も江北・芦刈工区のようにしたいと思っています。こういう状況で今、県内、流れているのは武雄市の街の中、国道34号をずっと武雄の方に入っていくと真ん中の分離帯を幅広くとって、1車線で通されているかと。こういう風な整備をしておきますと、ここに次のセンターライン寄りの道を作ることができるということで、さらに道を外側に広げることなく、用地はすべて確保しているので、この中で工事をやっていけるということから、今、こういう状況で車を通していているという状況です。

(陣内委員)

車はずっと、通りながら工事ができるんですよね。

(平尾道路課長)

いくらかは歩道側に影響をあたえる部分もあるかも分かんないですけど基本的には、

ここの中で工事が出来るようになるかと。

(陣内委員)

すいません。全然、直接、関係ないことなんですけど、沿岸道路、南のとはいつ通れるようになるんですかね。

(平尾道路課長)

今、ご質問がありました、芦刈南ICの、ここの所ですね、平成28年6月に崩れまして、現在、復旧に努めているところでございます。崩れた所がちょうどこの終わりの部分だったんですけども、先ほど言いましたように、平成28年4月に起きました熊本の地震、それと6月の集中豪雨により、盛土の部分が崩壊したということで、災害復旧事業として国交省のほうに認められて、今現在、整備を進めているところでございますけれども、災害復旧ということで時間が掛かっているという声も色々な方々から聞くところでございます。盛土の部分が崩れました。軟弱地盤なので有明海沿岸道路は、地盤の部分も改良杭を打ちながらやっているんですが、盛土が崩れるわけじゃなくて、その下の改良杭まで今回の災害で影響を受けたところでございます。その改良杭が盛土を取ってみたら、想定以上に被害が大きかったということで、当初我々が想定していた工法は使えないということで、工法も変えて、今現在、現地近くに寄られれば大きな機械で新たな地盤改良をやるということで、現場のほうが動いているところでございます。有明海沿岸道路なので、下り線と上り線とあるんですけれども、まずは被害を直接受けたのが下り線でございます。上り線のほうは、被害は受けてなかったんですけど、当時の状況でいいますと、崩れた状況では上り線を通すための安全性は、確保できていないということで、現在、止めているという状況です。現在、先ほど言いましたように地盤改良を進めておりますけれども、そこも地盤改良が一定程度終わるという見込みを、年度末ぐらいにたてておりますので、その地盤改良が終わった時点で、一度きちっと上り線の安全性を確認したうえで、上り線の共有について、判断をしたいと思っておりますし、また下り線の部分については、その改良が終わった後に、さらに盛土をやって完成形の形にもっていく必要がございます。通常、有明海沿岸道路の今までの供用においては、盛土が終わった後に、大体6ヵ月程度、盛土の部分が沈下していくんですね。その状況をしっかり見極めた上で、最後の舗装工事を実施しておりますので、下り線につきましては、今から改良が終わって、盛土をやって、その盛土をしながら沈下の状況等を見ながら、そういったとこを踏まえながら、下り線の供用の時期について、判断をしていきたいと思っております。

(陣内委員)

はい。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

他にいかがでしょうか。

(山本委員)

只今の、陣内委員の発言や、武雄の国道34号などから思うことがあります。中央分離帯のところについて、15ページに示されているようになっていますが、二重投資になっているのではないかと思います。武雄の国道34号でも、渋滞していることがありますので、とりあえず2車線にするというよりは、最初から4車線にした方が良いのではないかと思います。

(平尾道路課長)

分離帯を幅広く造っている部分というのは、歩車道のブロックを並べている上に、コンクリートをちょっと打っているぐらいで、多額のお金を投資しているという状況ではなく、また、始めから4車線でやってしまえばということになると、将来、交通量が増えて4車線必要となった時に、その間までに2車線で供用していけば2車線とも車が通るので、舗装の打ち直しとか、維持管理は車を通して以上やらなきゃいけないという部分、そこの部分の維持管理コストがかなりたぶんかかってくる。そういったことも含めて、暫定供用の2車線というのをやっている状況でございます。

(山本委員)

分かりました。そのような事情もあるということですね。

(伊藤委員長)

はい。お願いいたします。

(鳥井委員)

すみません。先ほど山本先生のほうからご質問があったのですが、私もちょっと工期が気になっています。先ほどのご説明で、ずいぶん分かったのですが、6ページのところの工期についてです。進捗状況で、平成30年が0.1%と16.6億円かけてたった1千万ぐらいが、なぜ1年間待たせられるというのにちょっと疑問があります。どうして1千万円を融通して早く開始できないのかなあとと思いますが。

(平尾道路課長)

この路線につきましては委員ご指摘のとおり、まず用地は完全に終わっています。

(鳥井委員)

はい。

(平尾道路課長)

ここの1千万円を言われて、これが前に来れば終わるじゃないかという感じだったんですけど、現場の状況でご説明いたしますと、道路整備の最後の舗装まで打ったりラインを引いたりだとかという予算につきましては、平成29年度の予算で賄えるような状況です。ただ、現場がまず平成30年度まで入り込みます。工期が平成30年度にまで整備がかかってしまうということです。それと合わせて、整備が終わった後に我々道路を後々管理するために、現地の測量をやって、官民境界をきちっと確認したり、どういう構造物を現場に入れているかというのを最後もう一度測量をして、道路台帳を作ります。その業務が平成30年度に入り込みます。そういったこともあって、そのお金がかかるということでここに挙げさせていただいているということなので、ご理解をいただければと。現場の事業進捗も平成30年度まで入りますし、最後の維持、管理をするための、現場の測量等も平成30年度にかかるということで挙げさせていただいております。たしかに工期が平成29年度で頑張っただけで終われば、今回この場で再評価をお願いする形にはならなかったと思いますけれど、現場もそういう状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

(鳥井委員)

御事情わかりました。あともう1つありまして、道路の場合は今回たまたまかもしれませんが、10年、15年、25年と5年くりになっているんですが、何か理由があるんでしょうか。今回は10年でもう1つが25年、15年と5年スパンでなっている感じ、たまたまなんですか。

(平尾道路課長)

そこはそれぞれの路線で、今後の工程を考えた上で、たまたまそういうことになっているということでございます。

(鳥井委員)

わかりました。はい、ありがとうございました。

(伊藤委員長)

はい、たくさんのご意見やご質問出ましたところで、特に大きな反対意見も無いようでしたので、ただいまご説明いただきました3つの事業につきましては、継続という形でのよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは、次の事業につ

いてご説明をお願いいたします。次は都市公園事業ですね。都市計画課さんの方からはいい。

都市公園事業【都市計画課】

ア 佐賀城公園

(福岡都市計画課長)

失礼いたします。都市計画課長の福岡でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。私の方から再評価の対象事業となっております、都市公園事業の佐賀城公園についてご説明をさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。配布している資料の資料4番の6ページからお願致します。こちらの方で公園の種類ということで、佐賀県が管理している都市公園を挙げさせていただいておりますけれども、まず都市公園の設置の目的でございますが、これにつきましては安全で快適、緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな県民生活の実現を図る、このことを目的としてございます。佐賀県の方では写真に挙げておりますけれども、森林公園、佐賀城公園、そして吉野ヶ里歴史公園と、この3つの公園の管理運営を行なっているところでございます。次に佐賀城公園の概要でございますけれども、佐賀城公園は県庁周辺を取り囲むようにしまして、北堀、西堀、南堀と、こういったお堀を主軸に公園化をしているものでございます。堀の水面にはえます楠の風景といえますのは、佐賀県を代表するものとして、広く県民の皆様にご覧いただいているといったところでございます。左側に挙げております佐賀城公園の区域でございますけれども、黒色の実線で囲んでいる区域が、計画決定をしている区域33.2ヘクタールとなっております。そのうち、緑色で塗りつぶしている箇所、29.5ヘクタールございまして、これが供用開始できている区域となります。ですから、黒で縁取りしている区域の白で抜けてる部分、そこはまだ開発してない部分ということでございます。今現在は、鯉の門北側の広場、それから東堀の復元工事、こういったところの工事を進めているところでございます。それと、公園内の主な施設としまして、下の方にちょっと挙げておりますけれども、佐賀城本丸歴史館とか、市村記念体育館、博物館、こういったような文化施設も点在しているといった状況でございます。次に事業の概要でございます。佐賀城公園はかなり古くからですが昭和43年から事業に着手しております。整備の進捗に合わせて順次、公園区域の拡大を図ってきている所でございます総事業費につきましては、107億円これにつきましては前回24年に評価いただいたときには81億円ということでしたので、26億の増といったところでございます。事業期間につきましては、平成34年まで7年間延伸をしてございます。全体計画の面積、これにつきましては33.2ヘクタールということで前回よりも0.9ヘクタール増加しているということでございます。こうした内容に事業計画を変更した主な要因でございますけれども、これにつきましては平成27年2月に都市計画の変更を行っておりまして、現在のNHKの

ある場所それから好生館が移転しましたけども、跡地のうち駐車場用地、立体駐車場がございましたがその用地を新たに佐賀城公園の公園区域として追加したことによるものです。これについては後で図面等見ていただきたいと思います。事業の進捗状況でございますが、平成28年度末の事業費としましては80.6億円ということで前回の評価いただいたときよりも7億円の増ということでございます。また、28年度末の進捗率としましては総事業費が107億円ということで26億円の増になっております。その関係上75.4%ということで前回評価時点よりも進捗率が落ちて来ているといったところでございます。次に事業のうち建設費の主な事業内容でございます。佐賀城公園の整備につきましては100年後の孫の世代まで受け継がれる品格ある佐賀城下再生というものを実現するために地域の皆様、学識者の方、県、佐賀市も入りましてまちづくり構想佐賀城下再生百年構想というものも平成19年に定めております。この構想に基づきまして、現在公園整備を進めているところでございまして、左上に上げているものが構想図でございますけどもこの赤の破線で囲んでいる区域、鯨の門の北側になりますけども川堀、あるいは広場の整備そして東堀の復元といった所の整備を進めている所でございます。具体的には右側に写真を上げておりますが、右上の写真が佐賀大学附属小学校、東側にあります東堀の復元工事の状況でございます。それから左下の方にありますのが鯨の門北側の空濠広場の整備状況といった所でございます。続きまして維持管理費の主な事業内容について説明いたします。まず1番上の方ですけども、こちらにつきましては南堀にありますシャボン玉公園のところになります。遊具が老朽化していたということでリニューアル図っております。中ほどの写真につきましては、西堀の護岸になりますけども樹木の成長とともに石積みのゆるみが出てきている、はらんでいるという状況でございます。これにつきましては護岸の積み直しを行っているということでございます。下の方の写真は市村記念体育館の東側の園路になりますけども、排水不良であったり、薄暗いということもございまして園路の補修それから繁茂した樹木を整備するといくらか伐採をさせていただいております。景観と視認性の関係から工事を図っているという所でございます。先程申しましたように昭和43年から整備に入っているということで、50年近く経った施設もございまして、老朽化しているところの補修、更新そういったものを計画的に実施しているといったところで、より快適で安全な公園を目指しているというものでございます。こちらの方が公園の利用状況ということで上げさせていただいておりますけど、左上の写真につきましては佐賀県の建築士会のほうによるイベントでございまして南堀に灯籠を浮かべるイベント、こういったものが開催をされています。それから右上と左下になりますけども県と佐賀テレビさんとで行ったイベントでございましてワークショップ、音楽フェスこういったものを開催しております。右下になりますけどもNPOの事業になりますけども、お濠めぐり舟の運行、こういったものをされている所でございます。近年は公園管理者でイベントをやるってことでもなくて地域の方々と連携している形でこういっ

た色々なイベント等をしている所に来場者の方も見ている・来ているといったところ
でございます。これが、グラフにつきましては平成 22 年度以降の佐賀城公園の来場者
数変遷ということでまとめさせていただいております。棒グラフのうち、青い部分が
文化施設の入館者数、赤のところは散歩、ジョギング、昼食での利用、黄色の方がイ
ベント、スケッチそういったところの利用となっています。一昨年 27 年度まではそれ
ほどまで大きな動きはなかったですが、28 年度に増えたかなというふうに思っていま
す。文化施設で美術館の方になります。池田学展の開催とかもありましたので、そ
の関係も影響しているかと思えます。また、県の方でも佐賀さいこうフェスとかそう
いったイベントもやっておりますので、そういったところでの利用も増えてきている
のかなと思っております。事業をめぐる社会経済情勢等の変化ということで、タイト
ルは大きく出させていただいておりますけども、前回 24 年に評価していただしていま
す。その後の動きなんですけど、まず、好生館跡地、好生館の移転ですね、これが平成
25 年の 5 月に嘉瀬の方に移転をされておりますので、その跡地の利用について佐賀市
さんの方で検討をされておりますが、先ほど申しました立体駐車場があった跡地につ
いては、公園区域によって同じく、東掘の今復元工事をやっておりますが、その先線
にある東掘の復元という事で計画をしたものでございます。あともう 1 つは、NHK
の方でございますけどもこちらのほうも、県庁の北側に元商工会館が建っておりまし
たけどその土地に移転をするという事で、計画されておりますので、その NHK 移転
した後に事業に入るという事で年明けに変更の手続きを、27 年 2 月に行ったといった
ところでございます。今後、これからなんですけれども、用地買収、そして、公園の
整備といったところに入っていきたいという状況です。次に費用対効果の要因と変化
という事でございます。費用対効果につきましては、前回と同じやり方で国土交通省
が定めております大規模公園費用対効果分析手法マニュアルというものによりまして
算出をしております。便益のほうを見ていただきますと、前回評価時よりもマイナス
の 810 億円で 862 億円となっております。費用の方は前回の評価時よりも 93 億円増の
350 億となっております。これらふまえました費用対効果は 2.46 という事で事業継続
の目安となっております 1.0 は上回る結果となっております。今回費用対効果が、
前回は下回ったという結果になっておりますがその要因につきましては、算定の方法
ですけれども、佐賀城公園は、公園の種別でいきますと総合公園という位置づけにな
りまして、総合公園の法人的な誘致圏が、前は評価いただいた時には 20 キロ圏とい
う事で設定をしておりましたが、今回は 10 キロ圏内に縮小されたといったところで
ございます。これは国のほうで調査をされております、都市公園の利用実態調査の数値
を用いて算定したものでございまして圏域が縮小したといった事から誘致人口が約 60
万人減少したといったところでございます。その関係で 810 億円の便益の減、これが
最も大きな要因ではないかと考えております。次に、具体的なこの誘致圏のイメージ
ですけれども、前は、誘致圏 20 キロ圏という事でこれを、佐賀城公園に落とし込んだ

場合に着色をしておりますが、誘致圏 20 キロという事で久留米市、柳川、大川、そういった所まで広く入るような誘致圏人口 94 万人でございましたけれども、今回誘致圏が 10 キロという事で佐賀、神埼、小城、大川とこの 4 市になりまして、その関係から 34 万人といったところになったものでございます。こちらのほうが、先程言いました国の方で調査されています都市公園利用実態調査から抜粋したものでございますが、中ほどの前回の 24 年度に評価していただきました時には、総合公園の場合に 85.1% この誘致圏というのは、利用者の 80% が、利用される圏域を対象にするという事で誘致圏に定めてありますが、その 80% を超える圏域が 10 キロから 20 キロ圏までという事で前回 10 から 20 キロ圏としておりました。今回出されましたこの調査結果からいきますと総合公園の場合には、80% を超えていますのが、5 から 10 キロという事でこの関係から誘致圏を 10 キロにせざるをえなかったという所でございます。実際的には、先程あげさせていただいたように利用者数は増加している状況にございますが、あくまで国の調査に基づいてこういったマニュアル、B/C を出すという事になってございますのでその関係から、その方針に従ってどうしても圏域を縮小せざるをえなかったという所でございます。改めて費用対効果、便益を見ていただきますと、旅行費用法を用いまして公園までは移動費用を利用した公園整備の価値を貨幣価値で評価するという直接利用価値というがございまして、これの算定で導いたものそれから環境の維持改善、景観の向上、防災機能というもののこういった間接利用価値によって導き出したものがございまして、このいずれの算定式においても、誘致圏内の人口または世帯数に乗じて算定するとなっておりますのでどうしても誘致圏人口が鍵を握るといいますか大きく影響するといったところでございまして、便益の減につながっているということでございます。それから右の方の費用の増加のほうですが、93 億円の内訳につきましては今回公園区域の追加をいたしておりますのでその建設費が増加をしたということ、それから事業期間が 7 年延伸したことにともないまして再度現在価値化の再算定を行なったということでその関係での増、それから維持管理費でございませけれども、少しややこしい話ですが前は当初供用開始してからの 50 年間、維持管理費を算定するというようになっておりましたが、今回は全体の公園区域全体の事業が完成してから 50 年という取り扱いになりまして更に維持管理で算定する期間が長くなっているということがございます。その関係で維持管理費が増となっているところでございます。次にコスト縮減や代替案等の可能性についてでございますけどもコスト縮減について 2 つの事例を紹介させていただきたいと思います。1 つ目が工事で発生する残土を盛土材として流用することで建設費の縮減を図ったものでございまして、東堀の工事において掘削してでてきた残土、これを改良しまして園路の盛土材として利用したといったものでございます。もう 1 つが樹木の剪定で発生した剪定材を利用しまして、これをチップ化することで維持管理費の縮減に繋がったものでございます。このチップを雑草の抑制、草害の防止、土砂流出防止こういったところに活用し

ているといったものでございます。最後に対応方針でございますけれども、佐賀城本丸歴史館をはじめ佐賀城公園には観光交流の拠点として多くの来園者数があります。近年からでは海外からも多く来園されているところでございます。水と緑の自然、空間、歴史の雰囲気をかもしだすものそういったものを生かしたまちづくりをめざして孫の世代まで受け継げるような品格ある佐賀城下を再生することを目的とした、佐賀城下再生百年構想この構想を官民一体となって策定していく。こういったこともありまして佐賀城公園は単なる公園としてではなく、まちづくりを形成する要素となるものであるという認識でございます。佐賀城址をさらに体感してもらうために残っております、鯨の門および東堀復元工事を一体的に進める必要があるというふうに思っております。事業継続が必要だというふうに考えております。ご審議の程宜しくお願い致します。説明は以上で終わります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。只今ご説明がありましたように、佐賀城公園の歴史的な施設を守ったり文化を継承したりこれからつくっていくような重要な事業でございます。こういった文化的な事業に対して私個人的にはB/Cを計算するというのはせちがらいような気もしますけれども費用もけっこう高額になることから、県民の皆様のご理解をいただくために、こういった定量的な評価の指標を今回ご説明いただきました。委員の皆様方からご質問等ございましたらお願いいたします。

(中村委員)

佐賀城公園の計画ですが、これは県民の皆さんですとか専門家の方が集まった参加する委員会のようなものがあってそれに基づいて計画されたということでしょうか。

(福岡都市計画課長)

先程申しました、佐賀城下再生百年構想というものを策定しております。これは佐賀県、佐賀市、地元地区の皆様方、そして学識の方もやっていただきまして委員会形式で立ち上げましてその中でこの構想について検討していただいたといったところでございまして、県単独でつくったというものではなくて、その委員会の中で策定されたものでございます。

(中村委員)

それは今も定期的にかかっている委員会なのでしょうか。

(福岡都市計画課長)

委員会そのものは今開催してないですけども、具体的に地元の方と、県、佐賀市も

入っていただいて勉強会の形でうちの事業の紹介、こういった工事をやりますよというお話とか、あるいは、地元のほうからこういったことはどうだろうか、そういったご提案を頂きながら話をさせていただいております、その意見を事業に反映させていただいている形で進めてきているといったところでございます。

(中村委員)

私の意見ですけれども、県の公園事業ですね、いつも木を切りすぎてしまうきらいがあるような気がして森林公園もそうだったのですけれども、今回の佐賀城の公園の整備も今市村記念体育館、あそこの前とかも今工事されていると思うのですが、全体的に西洋の公園の造りっていいですか、今まで日本に昔からあったような自然と調和しながら造るというような公園ではなくて、どっちかっていうと人間が木を切ったりして整備して、自然を支配して造るというような形の公園整備を進めていっちゃう様な気がして、佐賀城の周りのお堀とそれから木ってというのは、都市にとっては貴重な場所であってですね、先人の方が昔から守ってこられた場所であります。それなのでなるべく景観とそれから環境の調和っていうのを、もうちょっとしてもらって、公園整備をこれからも続けていただけたらなあという、はい、私の意見です。

(福岡都市計画課長)

どうも、ありがとうございます。樹木の伐採の件で今ご意見いただきましたけど、確かに、物ではないのですね、生きていますので、なかなかそういうことはあまりしたくないのが本心ではあるんですけど、いろんな意見が他にもありまして、やっぱり我々の管理が上手くできてないところもあるかもしれませんが、ちょっとうっそうとなってしまうような所が出てきてしまってますね。まあ、年月も経ってしまっているところもあるものですから、特に博物館、美術館の前の辺りとかも今回樹木整理させていただきましても、やっぱり防犯上どうかというような話も頂いたりしているんですよ。だからある程度見通しが良いような形にしてやった方が良いのかなというところがありまして、博物館もそうですけども、市村のところもそうですが、あまり死角にならないようなそういった風にしたいほうがよろしいかなということで、低木だけですね、高木についてはそのままという風には思っていますけども、低木については今回撤去させてもらったというところで、ある程度はいま図書館南のようなああいふ形で芝生を広く張ってですね、中で親子連れとか遊んでもらうとか、図書館の方とも一体的な利用ができるようにそういった整備をしたいとしていますので、昔ながらの利用っていう形にはなりませんけど、今求められているような形にはなるんじゃないかなという風には思っています。あまり切りたくはないとは思っています。

(中村委員)

お願いします。

(伊藤委員長)

はい。日本人の感覚からすると、「うっそう」というのは感覚的にはですね、誰でも切りたくなるような感覚かもしれません。私もヨーロッパとかに行きますと、ほんとに都市公園でもですね、雑草もいっぱい生えたような、生き物がそこらへんに走り回っているような公園っていうのがたくさんあるんですね。中村委員も言われたのは、たぶんそういうヨーロッパ風のって言っちゃいけないかもしれませんが、これからの生き物と共存していけるような都市公園の整備も1つご考慮に入れられたらどうでしょうかというご意見だと思います。また何かそういった委員会等ございましたらぜひとも中村委員も参加していただいて御意見を頂ければと思いますけれども、はい、よろしく願いいたします。

(陣内委員)

実はよく散歩で利用させていただいているんですけど、大変よく今整備していただいていると思っているのですが、せっかくの機会なので3つぐらいお願いしときたいんですが。1つはですね、博物館美術館の駐車場がございまして、たぶん車のですね入れる幅が昔の幅のままだと思うんですよ。お見えになる方が結構年配の方が多いので、非常に車を入れるのに苦労しているんですよ。ですから、駐車場の台数あるかもしれませんが、やっぱり安心して入れる幅だけは確保して欲しいなと思います。鯉の門のここは入れやすいんですけど、博物館に行く途端に車なんか横ぶつかりそうで怖くてしょうがないんですね。それが1つとですね、それからニューオータニの東側のところのお堀、議事堂の前のところですね。あそこ相当ですね、あんまり景観が良くないんですよ。水深が浅くてね、道路の見た目があんまり良くないんで1回ちゃんと見てほしいと思うんです。結構あそこ人が通るんですね、せっかく西側、南側綺麗にされているのに、あの場所だけがなんかちょっとほったらかされているような感じがするんですよ。もう1つは、よく散歩する人、私もそうなんですけど、みんな言ってるのかなかできないでいるんですけど、基本的に釣り禁止ですよ。結構ルアーで釣っているんですよ。あれどうにか止めてほしいなあと思うんですけど。ただ若い人、若者がやっているんで、正直言って恐ろしくて声も掛けられないというところがあるんですが、みんなやっぱり散歩している人は、違うだろ、あそこ釣り禁止だろって結構ブツブツ言っていますので、ぜひお願いできるかと思います。はい。

(福岡都市計画課長)

どうもありがとうございます。今3件ご要望っていいですか、ご意見いただきましたけど、1つ目の駐車場の幅が狭い話は、たしかに最初作られたのがだいぶ早かったの

で、今どこ行っても二重線を引いてあってある程度車の乗り降りがしやすいような作りになっているかと思いますが、そういうふうな今の形に当てはめて、もちろん高齢化社会でもございますので、皆さん安全に乗り降りできるようなそういうふうな駐車マスの整備これについて検討させていただきたいと思います。美術館とか、博物館のほうともちょっと話をしなければいけないかもしれませんが、検討させていただきたいと思います。それから、2つ目のニューオータニ東側の、あまり見た目がよくないという景観上どうかという話なので、それは、私どものほうで直接見させていただいて、西堀なり、南堀なりと同等といいますか、同じような景観が保てるよう我々が今すぐ出来ること出来ないこともあるかもしれませんが、なんらかの検討をさせていただきたいと思います。最後のルアー釣り、危ないっていう様な話で、禁止をしております。釣りは駄目ですけど、中には、そういう若者が、やっているという話は聞いておりますけれども、私どもは、公園の管理につきましては、3つの公園ともそうですが、指定管理者の方に委託をしております、その際に、巡視ですねパトロールしてもらおうようにしていますので、その際に、もし、魚を釣っている人がいれば、ちゃんと注意をしてもらおうということで、今、指導をしてもらっているところなので、更なる強化が必要なのかどうかというものもありますけれども、何か被害があったらいけないというところもありますので、ちょっとひどいような状況であれば、もうちょっとパトロールの回数を増やすとかいう対応をさせていただきたいと思います。

(陣内委員)

ルアー釣っている時間が、朝5時とか6時とかの時間ですよ。指定管理者がぜんぜん見回れる時間じゃないですよ。散歩する人は、朝、明けたら散歩するわけですよ。その段階で釣っていますので。ぜひ。

(亀山委員)

お話を伺って、いろいろな紆余曲折や変遷が見えてくるのですが、大きかった誘致圏が小さくなったところがあって、一方では、その対応として、観光とか交流の拠点にということで、これらはどこに向かっているのか。少しぼやけてきたかなあという感じがします。逆に言うと、観光、交流という打ち出しをするのであれば、そちらに向かって事業を大きくするのも考えて良いのではないかと思います。例えば、石川県の金沢市ですが、北陸新幹線の開通を見越して、5年10年計画で結構な投資を行ってきました。単純に金沢城石川門や兼六園の辺り、石川県庁の跡地の公園の整備というだけではなくて、21世紀美術館や鈴木大拙館とか含めて人が周遊できるように、結構広域なエリアでの都市計画の打ち直しをして、大規模な投資を行っています。その投資がある事によって、金沢新幹線が来て、観光客が来て、ちゃんと観光客が周遊しています。観光客が一定程度留まらないと宿泊につながりません。1、2時間程度でふっと

他の地域へ行けてしまうのであれば、宿泊しないで済むのです。数時間～半日、あるいは1日かけてゆっくり見て廻る環境が整っていることで、宿泊を含む集客につながって、地域にお金が落ちるといふ流れになります。そのため、佐賀でも、せっかくやっているのであれば、お堀の周りだけという狭いエリアで終わらせるのではなくて、市全域を使えるような流れを作っていくのが必要かなと思います。例えば、今年度、研究室の取り組みとして、佐賀市観光振興課さんと佐賀市全体を使ったサイクルツーリズムを考えるための実証実験をやらせていただいているのですけれども、そこで佐賀市観光振興課さんが考えておられるのは、市全域を使えるようなツーリズムのあり方を考えるという方向なのです。お堀の周りの狭いエリアだけに拘泥するのではなく、ここのエリアが生きるように、もっと広域に周遊できるように佐賀市との連携なども考えた方がよろしいのではないのでしょうか。

（福岡都市計画課長）

どこにむかっているのかというお話もありましたけれども、先ほど、申しましたように、今回のB/Cの算定上、どうしても、こんなふうな誘致圏の考え方が、国から示されていますので、それに従わざるをおえなかったのが、B/Cがちょっと落ちたという話がありますけれども、先ほどおっしゃいましたように、佐賀県庁のある場所、昔から、県の政治経済の中心だった場所にこの公園がありますので、やはり観光交流拠点としての方針、拠点としての強化していく、整備していくことが、重要であろうと思っています。おっしゃっている周遊という観点、ここだけの完結ではなくて、よく佐賀市内を回っていただくという、そういう考え方が大事であろうというお話だと思えますが、佐賀市の観光課のほうですか、お話をして、今年は維新博もございまして、その関係で、維新博の事務局のほうになりますけれども、そういった周遊型の観光というの、おそらく考えてらっしゃると思いますので、そのあたりと連携しながら、佐賀城公園の魅力をあげられるように、考えていきたいと思えます。

（山本委員）

私もその誘致圏についてのことで、只今、亀山委員がおっしゃった通りです。

（伊藤委員長）

それでは、たくさんご意見も出たようですので、この事業は継続承認という形よろしゅうございませうか。はい、ありがとうございます。では、最後の事業についてご説明お願いいたします。河川砂防課さんの方からですね、はい、4件の事業についてこちら一括審議という形になりますので、まずは4件、まとめてご説明、お願い致します。はい。

砂防施設等整備交付金事業

河川整備交付金事業【河川砂防課】

(横尾河川砂防課長)

河川砂防課長の横尾です。どうぞよろしくお願いいいたします。まず、資料の差し替えでございますが、資料5の8ページ、17ページ、26ページ、35ページ、それぞれ費用対効果の部分で数字が抜けておりましたので、追加して記入しております。差し替えのほど、よろしくお願いいいたします。それでは、河川砂防課の方から、地すべり対策事業と河川事業、4事業についてご説明をさせていただきます。まず1つめが武雄市の西川登町矢筈地区で行っております地すべり対策事業、そして武雄市の武内町の松浦川で行っております、広域河川改修事業、これは先日、現地の調査をしていただいた箇所になります。それと伊万里市有田町で行っております有田川の広域河川改修事業、4件目に鹿島市の浜町で行っております浜川の地震・高潮対策河川事業、この4事業についてご説明をさせていただきます。最初にB/Cの考え方を地すべりと河川改修とそれぞれご説明をさせていただきます。まず、地すべり対策事業のB/Cの考え方でございますが、地すべり防止施設の整備によってもたらされます総便益額を直接被害抑止効果と間接被害抑止効果により求めるということで、直接被害抑止効果というものは地すべり防止施設を整備することによりまして家屋とか家庭用品、農作物、公共施設、また、人身の被害を抑止するというでの直接的な効果になります。また、間接被害抑止効果というものは、すべりの発生に伴いまして波及的に生じます営業の停止の損失ですとか、応急対応、被災による精神的な被害などを抑止する間接的な効果になります。この2つの効果を合わせまして総便益といたします。また、総費用につきましては建設費と維持管理費で、維持管理費は完了後50年間分になりますが、それを足した費用ということで、総便益を総費用で割った値が費用便益比となります。河川改修事業のB/Cの方でございまして、同じく総便益についてまずご説明いたします。河川改修を行った場合の堤防決壊や、堤防からの越水などによります浸水エリアと浸水深を氾濫解析によって求めまして、この結果をもとに浸水エリアに存在します家屋や事業所などの一般的な資産、また農作物、公共土木施設などの浸水による被害額を算出いたします。求められた浸水被害額は河川改修によって軽減されるものとなりますのでこれを被害軽減額といたしまして、これをもとに年平均の被害軽減額を算出いたします。対象期間にわたって足し合わせたものを総便益といたします。また、費用の方は先程等と同じく建設費と50年間分の維持管理費を合わせたものということになります。

砂防施設等整備交付金事業

ア 地すべり対策事業(矢筈地区)

個別の事業の説明をさせていただきます。まず矢筈地区の地すべり対策事業です。矢

筈地区の地すべり対策事業ですけれども、地すべりによる土砂災害から人家を保全することを目的としまして平成 19 年度から事業を実施しておりまして、事業開始後 10 年を経過したということで今回再評価をお願いするものでございます。矢筈地区の概要になりますが、矢筈地区は佐賀県西部の武雄市西川登町に位置します^{やまあい}山間の集落でございまして、県営の矢筈ダムの上流になりますが、地すべり防止区域に指定されておりまして、保全対象といたしまして西川登小学校、地域避難所に指定されておりまして、矢筈のコミュニティセンター、人家 52 戸とか、避難路の市道とか農道とかというものがございまして、事業の目的ですが、矢筈地区につきましては平成 16 年 9 月の台風による豪雨によりまして未対策のブロックで地すべりが発生いたしまして民地や農道にこのような亀裂が発生しております。このため平成 19 年度から地すべり対策事業を再開し、地すべりの原因となる地下水位の上昇を抑えるための地下水排除工や、地すべりの動きを抑えるためのアンカー工などの抑止工などの対策工事を実施しておりまして地すべり被害の除去、軽減を図っているところでございまして、事業実施の経緯になりますが、矢筈地区の地すべりにつきましては、当初、昭和 28 年 6 月の集中豪雨によりまして、地すべりにより、民家、道路に亀裂陥没が発生したということで、昭和 36 年に地すべり防止区域の指定を行いまして、昭和 40 年から 48 年度で対策工事をまず実施したところでございまして、その後も豪雨によりまして新たな地すべりブロックが確認されたということで、事業を再開いたしまして、昭和 54 年度から 58 年度、61 年度から平成 15 年度ということで、対策工事をそれぞれ実施したところでございまして、今回の再評価の対象事業につきましては、先ほどご説明しましたように、平成 16 年 9 月の台風による地すべり現象によりまして、新たな亀裂が確認された箇所平成 19 年度から事業を再開いたしまして、地すべりの要因となります地下水を低減するための、地下水排除工ですとか、地すべりの動きを止める抑止工などの対策工事を実施しているところでございまして、地すべり対策事業につきましては、このように地すべり防止区域内で、対策ブロック周辺で豪雨により新たな地すべりブロックとか、対策済みブロックでも、再度、地すべりが発生するという事で、そういった活動が確認された都度、対策を行うということで、必要に応じて地すべり区域を拡大してとかいうことをやりながら、事業を再開し、対策工事を実施しているところでございまして、事業の概要になります。平成 19 年度から再開しました 5 ブロック、黒の波線で囲んでいる 4 箇所と赤のブロック、合わせて 5 ブロックになりますが、対策工事を実施しておりまして、事業費は 2 億円で、平成 29 年度までに対策工を完了するという事で今、進めております。平成 30 年から 32 年にかけては対策工の後の地下水の状況ですとか、地すべり活動状況を確認いたしまして、挙動のないことを確認したうえで、事業完了ということで、平成 32 年度の完了を予定しております。平成 28 年度までの進捗率が事業費ベースで 81%となっております。社会情勢等の変化、コストの縮減等ござい

ますが、特に事業採択時から比較して変化はございません。コスト縮減や代替案の可能性についても現時点では特にございません。費用対効果になりますが、評価につきましては国土交通省が作成しております最新のマニュアルで実施しております。総費用額につきましては、地すべり防止の整備費と維持管理に要する費用ということで、平成 19 年度から再開しました対策工事費が 2 億円、それと過去の対策事業費を現在価値に換算したものの合計額ということになります。維持管理費につきましては、施設完成後 50 年間の施設の維持管理にかかる費用で、総費用としまして 33 億 8700 万円となっております。便益のほうでございますが、直接効果、間接効果それぞれ出しております、直接被害抑止効果が 14 億 9200 万円、間接被害抑止効果が 34 億 5300 万円、合計で 50 億 500 万円で、費用対効果が 1.48 となっております。対応方針でござりますが、対策工事につきましては、今年度で完了予定で、平成 30 年から 32 年まで 3 年間ほどその挙動を確認致しまして、動きがないことが確認されればそこで事業を完了したいということで、事業をこのまま継続していく必要があると考えているところでございます。

河川整備交付金事業

ア 広域河川改修事業（松浦川）

次に松浦川の河川改修事業でござります。平成 24 年度に再評価を受けまして、5 年経過したということで、今回新たに再評価をお願いするものでござります。まず、場所でございますが、武雄市の武内町になります。図面の左側が下流側、右側が上流側になります。事業区間は、一番左の方の萩ノ尾堰から下流側は国のほうで事業をされておりまして、その上流側の 6.2 キロメートル区間になります。支川の鳥海川の合流点から 1 キロ区間をあわせた区間を今回の事業として取り組んでいるところでござります。事業の目的でござります。松浦川では、平成 2 年に大きな水害が発生しました。その後も平成 21 年 7 月、昨年 28 年 6 月、今年、29 年 7 月ということで、度々浸水被害が発生しております。河川の整備を行うことで浸水被害を軽減することを目的としているところでござります。これまでの被害の状況でござりますが、これは、平成 2 年 7 月の松浦川の浸水状況でござります。この時は、455 ミリという連続雨量が降っております。家屋の床上浸水 13 戸、床下浸水 93 戸、浸水面積 146 ヘクタールということで大きな被害が出たところでござります。これは 21 年 7 月の浸水状況でござります。この時も 391 ミリの連続雨量が降っております。平行する県道相知山内線が浸水し、通行止めになっております。これは 28 年 6 月の状況でござります。事業の概要をご説明いたします。事業区間は先ほど申しました、6.2 キロ区間と 1 キロ区間になります。全体事業費は 60 億 7000 万円でござります。事業期間につきましては、平成 14 年度から平成 42 年度までを予定しています。計画流量が 800 トン、計画の治水安全度は 30 分の 1、だいたい 30 年に 1 回降るような大雨に対しての計画となっております。

す。整備の内容は、築堤、掘削、護岸、橋梁、堰の改築でございます。これは上空から見た航空写真になりますが、左側の紫色で着色しているのが直轄の区間になりまして、その上流を整備しています。下流側の直轄区間の整備と整合を図りながら、段階的な施工を行っている状況でございます。下流の萩ノ尾堰から図面の中ほどの真西橋のあたりまでの3.8キロ区間につきましては、計画30分の1に対しまして、10分の1程度の暫定河道で今整備をしています。事業の進捗状況は、28年度末で事業費ベースで53%となっております。これは早川橋上流の堤防の整備が完了している区間になります。これは上流部の未着手区間でございます。先ほど浸水した写真の付近の写真になります。この区間は右岸側の方に川を拡幅する予定です。松浦川の整備にあたりましては、緩勾配の土堤で改修をしており、左が着工前、右が施工後3年ほどたった状況でございます。昔はコンクリートの護岸ブロックを整備しておりましたが、緩勾配で土羽で整備し、水際の生態系などに配慮しています。社会情勢の変化等につきましては、特に変わっているところはございません。周辺の人口も多少減少気味でございます。浸水被害も度々起きているというような状況でございます。費用対効果の算出でございますが、総費用につきましては、治水施設の整備の費用ということで算出しておりまして、約75億円でございます。総便益は約98億円で費用対効果は1.31となっております。コスト縮減や代替案等の可能性につきましては、現時点では代替案の検討は特にございません。コスト縮減は、再生材ですとか現地発生材の利用を図るということで取り組んでいます。今後の対応方針でございますが、河川改修の効果といたしまして、治水安全度の向上ですとか過去の災害規模の、洪水の被害を防止するということ、地域の安全安心に繋げるということから事業を継続し、早期に完成を図りたいというふうに考えております。

イ 広域河川改修事業（有田川）

次に有田川の河川改修事業になります。まず場所でございますが、武雄市の山内町を起点としまして、伊万里湾にそそぐ二級河川でございます。事業箇所は伊万里湾河口のところから上流4.7キロ区間になります。上端は新しくできました伊万里市の伊万里有田共立病院付近までの区間になります。事業の目的でございますが、有田川では昭和43年に豪雨災害が発生しておりまして、これを契機として事業を実施しています。その後、平成2年7月にも55戸の家屋が浸水するなど大きな被害が出ております。被害が発生している原因は、有田川の河道の断面が小さいためです。これは平成2年7月の豪雨時の状況でございます。この時は716ミリという非常に大きな雨が降っております。床上浸水1戸、床下浸水54戸と、大きな被害が出ています。事業の概要でございますが、全体事業費は154億円で、事業期間は昭和43年から平成34年までを予定しているところでございます。計画流量は1250トンで、河川の治水安全度は50分の1でございます。整備の内容は掘削、護岸、橋梁、堰の整備などとなっております。

ます。現在は、下流側の河道の掘削を実施しており、緑色の部分が今工事として残っているところになります。有田川の航空写真になりますが、先ほど申しましたように、緑色の着色している下流側の2キロ区間の河道掘削が残っているというところで、現在の進捗状況は、平成28年度末で、事業費ベースで、約92%でございます。これは、中流から上流にかけてすでに整備が完了している区間になります。これは下流部の干潟の状況でございます。川の中の掘削がまだ工事として残っております。段階的に生物の保全に配慮しながら掘削を行っており、右下の断面図を見ていただきますと、川幅全部を一度に掘削するのではなく、片側から一期施工で反対側を二期施工という形で、生物の生息環境を激変しないよう考えながら施工を行っています。続きまして川の中を掘削するということが環境調査も実施しております。下流部は、自然豊かで良好な干潟を形成しているところから、平成16年度の生物調査で多くの魚介類や底生生物の生息を確認しています。特に、絶滅危惧種のハクセンシオマネキと呼ばれる干潟に生息するカニの生息が確認されておりますので、配慮しながら工事を進めています。調査の具体的な場所になりますが、有田川における調査として魚類と底生生物について、継続的に実施しています。赤い星の点の5ヶ所を実施しております。季節的には夏、秋、春ということで3回実施しております。現在のところ、掘削後の生物の戻りといいますが、環境は概ね良いということで確認しているところでございます。社会情勢等の変化につきましても、特に変化はございません。費用対効果になりますが、要因の変化もほとんどなく、ほぼ同じ値でございます。総費用が約523億円、総便益が526億円ということで、B/C1.005でございます。コスト縮減につきましても、先程と同じように建設発生土の有効利用ということで、総合的なコスト縮減を図っています。また現時点で、代替案の検討は特にございません。対応方針でございますが、河川改修の効果ということで、治水安全度の向上をして、過去の災害の発生防止、そして地域住民の安全安心な暮らしに寄与ということで事業を継続し、早期完成を図りたいと考えています。

ウ 高潮対策河川事業（浜川）

最後になりますが、浜川の高潮対策事業でございます。場所は、鹿島市の浜町になります。浜川は河口の新浜大橋から祐徳神社の上流までの4キロ区間について事業を実施していますが、下流の方の670メートル区間を高潮対策事業、その上流が総合流域防災事業ということで二つの事業で実施しております。今回の再評価の対象は、下流側の高潮対策事業、下流の新浜大橋のところから、207号のバイパスではなく旧道の方の橋梁の所までの670メートル区間になります。事業の目的でございますが、河川の整備を行うことによりまして、浸水や高潮被害を軽減するということで、浜川では過去昭和60年と平成2年に大きな浸水被害、高潮被害が発生しております。近年では24年の9月にも高潮被害が発生しているということで、このような被害を軽減す

ることを目的としております。過去の被災状況でございますが、昭和 60 年 8 月の台風、平成 11 年 9 月の台風により、高潮被害が発生しているところでございます。特に昭和 60 年 8 月の被害は、浸水家屋が 100 戸に達する甚大な被害があったところでございます。これは、平成 24 年 9 月に発生しました台風 16 号による被害の状況でございます。事業の概要についてご説明いたします。全体事業費は 66 億円、事業期間が平成 2 年から平成 39 年までを予定しているところでございます。計画流量は 280 トン、治水安全度は 50 分の 1 でございます。整備の内容は、掘削、護岸、橋梁等の整備でございます。現在残っておりますのは、掘削、護岸、そして JR のアンダーボックスでございます。河道の拡幅の整備が約 450 メートル区間で終わっておりまして、整備で残っているのは、緑色で着色されている JR を挟む 2 つの緑色で着色している区間の護岸と JR の下をくぐるボックスという状況でございます。進捗状況は、28 年度末の事業費ベースで、61.7%となっております。これは、浜川にかかる浜大橋から上流側にかけて既に完了している区間の箇所になります。これは JR 橋梁より下流部の未整備区間の状況になります。河川の両側に未整備区間が残っているということで、高潮による浸水被害を防ぐということで、堤防のかさ上げですとか、河道拡幅を行う必要がございます。橋梁工事や堤防の嵩上げ、河道拡幅にあたりましては、コンクリートを使用するため、有明海の家苔の養殖に影響しないように施工期間が限られているということもございます。また、生物の保全に配慮した対策を行なっています。景観の配慮でございますが、事業区間の右岸側は、鹿島市の伝統的建造物群保存地区に指定されております。景観への配慮という観点からも、コンクリート製品を使用せずに、深目地の自然の石積みとか石張りを採用し、写真のような石積みを行なっています。社会情勢の変化でございますが、氾濫地区内の資産数量は全体的に減少しており人口も減少しているという状況でございます。また先ほどの伝建地区ということで、酒蔵ツーリズムとか、イベント等も開催されておりますので観光客も増加しているという状況でございます。費用対効果になりますが、総費用につきましては、約 122 億円。総便益が、1300 億円ということで、費用対効果 10.6 となっております。コスト縮減代替案の可能性でございますが、コスト縮減につきましては再生材の積極的な活用、建設副産物の有効利用を図っています。代替案につきましては、現時点では特にございません。対応方針になりますが、高潮対策の効果といたしまして治水安全度の向上、そして過去の災害の規模の災害防止、地域住民の安全安心な暮らしに寄与するというところで、事業継続して早期完成を図りたいと考えております。私からは以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。ただいま 4 件の事業についてご説明いただきました。その内 1 件のですね、松浦川の河川改修工事につきましては、昨年度我々委員の方で現場の方を見させていただきました。大きな河道を変更することなく、多自然に

配慮したような護岸作りを拝見することができました。それでは委員の皆様、ご意見ご質問等をお願いいたします。

(中村委員)

すいません浜川のことですけれども、有田川の方では環境調査を行なわれているのですが、浜川の方はそういった調査みたいなのは行なわれていないのでしょうか。

(横尾河川砂防課長)

調査をやっているところで、今からまとめる予定です。

(伊藤委員長)

他にいかがでしょうか？

(佐藤委員)

河川砂防課でされる地すべり事業と森林整備課でされる地すべり事業の決定的な違いは何でしょうか。

(横尾河川砂防課長)

地すべり対策事業は、我々国土交通省所管でやっている事業と、森林整備課の林野庁所管、もうひとつは、農水省の構造改善局所管の事業がございます。それぞれ保全するところとか場所等、色々みまして、森林整備課は、保安林ですとか森林とかがある地域を主にやって、農水省所管事業は、土地改良事業、基盤整備とか農地、基盤整備をやるようなところをやって、それ以外を、我々が担って整備をします。ただ、個別にはなかなか線が引きにくいので、そこは、関係者で調整をして、ここは、どこが所管しましょうと、それぞれに役割を決めて、対応しているというところでございます。違いは、守るべきところが、主に保安林等、山の森林とか、そういったところであれば、森林整備課のほうで事業をやられ、農地ですとか基盤整備をやるようなところは、農林が、それ以外のところ、人家が多かったり、そういった違うところのエリアについては、国土交通省所管でやります。ちょっと、わかりづらいですか。

(伊藤委員長)

いや、十分わかりました、私は。

(山崎県土整備部長)

保全対象とするものが森林整備課は森林の保全ですが、それに付随して家屋とか連続

している部分があり、そういうところは線を引くのが難しいので、そこはどこが主体にやりましょうというところを、そこそこで線引きを調整してやっていこうということ。

（佐藤委員）

現地の状況を見て、例えば、河川砂防課でされる事業となりつつあるのだけど、例えば、その地域、保安林の面積が広大にしめられているとなれば、森林整備課の事業として移っていくような事があるということですね。

（横尾河川砂防課長）

最初に、どこが担いましょうっていうのを、地すべりとか色々挙動があったときに現地確認して、エリアがどれくらい、どういったところかっていうのを確認した上でどちらが主になった方がいいのかというところを、協議して決めています。

（山崎県土整備部長）

場所によっては隣接してじゃないですけど、近い場所で既に事業をやっているですとかそういう場所もあります。

（佐藤委員）

予算の出どころが違うっていうのもあるんですね。どっちが出しやすいとかあるんですか。

（山崎県土整備部長）

そこは、やっぱり目的を最初に考えて、調整を図っております。

（佐藤委員）

ありがとうございます。

（伊藤委員長）

はい、すみません。

（山本委員）

武雄の地すべりの方で、只今、おっしゃっていた関係になります。森林の保全も大事ですが、6ページをみると、こちらは昭和36年に、地すべり防止区域に指定されているようです。そうすると、例えば上の方の亀裂の箇所の写真等を見ると、おそらく昭和36年以降に作られた建造物ではないかと思受けられます。だとすると、それ以前に

建てられたものならともかく、地すべり防止区域に指定された場合、それ以降に建物を造るとすると、制限を課せられないかと思います。地すべり防止区域になっているところに建造物等を作って、それで、地すべりが起こったという事について、どうなのかと思います。

(横尾河川砂防課長)

新たに建造物とかということになりますと、その区域の中で、そういう行為が行われるときは、協議をしていただくような形になります。過度なものと言いますか、後の被害とかもですね、場所ですとか色々なものがございまして、どういったものがどういった目的でどういったところに建てられるのかという風なもので協議を頂いて。

(山本委員)

少々、本末転倒にも思います。さらにもう一つですが、地すべり防止区域に指定されていて、そこで亀裂が入った等の場合、ここから水が浸透して、さらに地すべりが広まっていくということになってはいけませんので、緊急措置として、例えば、ブルーシートをかける等のほか、このような場合、さらに土を入れていくというような事でも対応されるのでしょうか。もし、区域内でこのようなことが起こってしまった場合、民有地でしたら、自身で対応してほしいといえるかもしれませんが、広域的に被害が及ぶ可能性があるとする、緊急的に公的な措置もしないといけないと思った次第です。例えばこの写真の場合、どのような対応をされたのでしょうか。

(横尾河川砂防課長)

応急的に対応が必要であれば、こういう補助事業ではなくて、県の単独費用で、緊急的に、その被害が広がらないような対応策、ブルーシートをかぶせたりとかもありますが、水が入っていかないような、応急的な対応をして、被害が広がらないような対応をまずとるということで、そのあとは、色々な挙動を確認しながら、どういった対策が必要かというところで、その後の対応を考えていくということになります。

(伊藤委員長)

ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。はい、それでは、この4件の事業も全て、継続という形で承認させていただきますが、はい、ありがとうございます。以上で、本日の審議案件が全て終了致しました。今回、答申されました、9件の事業については、全て継続という形でご報告させていただきたいと思います。今回の委員会の中で、色々ご意見が出まして、都市公園整備事業に関しては、景観とか自然を配慮して、行っていただきたい、というご意見が出ました。道路工事に関しましては、工期を少し早めたり、もちろん優先順位、プライオリティーを色々考えられて、進め

てほしいという意見が出ました。今後、事業の継続にあたっては、今回の委員会のご意見も考慮に入れていただいで進めていただければと思います。それでは、事務局のほうにお返ししたいと思います。

4 閉会

(熊崎県土企画課長)

はい、伊藤委員長さん、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成 29 年度の第 3 回公共事業評価監視委員会を終了致します。お疲れ様でございました。